

食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱第4条第12項に定める
違反等の内容その他必要な事項の公表の取扱いについて

〔令和6年4月16日〕
総務課長決定

1 趣旨

食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱（令和6年4月1日消費者庁長官決定。以下「交付要綱」という。）第4条第12項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表について、以下のとおり取り扱うこととする。

2 交付要綱第4条第12項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表の取扱い

(1) 食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）において、交付要綱第4条第2項から第7項までの規定により、補助金を交付しないこととした場合は、当該違反等の内容その他必要な事項を別紙により消費者庁ホームページ上で公表する。

(2) 当該公表の期間は、原則5年とする。なお、交付制限年数が5年を越える場合は、当該交付制限年数の間、公表する。